

令和6年2月7日開会

令和6年2月7日閉会

令和6年

第1回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和6年第1回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年第1回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月31日

小豆島町長 大江 正彦

## 記

- 期 日 令和6年2月7日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
  - 専決処分の報告について  
（北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約の変更について）
  - 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約の変更について
  - 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の変更について
  - 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

開 会 令和6年2月7日（水曜日） 午前9時26分

閉 会 令和6年2月7日（水曜日） 午前9時47分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	2月7日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー ブ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 中 川 有 里

議事日程

別 紙 の と お り

## 令和6年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

令和6年2月7日(水) 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について  
(北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事(電気設備工事)に係る工事請負契約の変更について) (町長提出)
- 第4 議案第1号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事(主体建築工事)に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第5 議案第2号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事(機械設備工事)に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第6 議案第3号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)

開会 午前9時24分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところをご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和6年第1回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件、契約案件2件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決等を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時26分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、1番大下淳議員、2番高尾豊弘議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、報告第1号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 令和5年第2回臨時会でご議決を賜りました北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について、現場精査により変更が生じ、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 報告第1号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお開きください。

北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

3ページの専決処分書をご覧ください。

令和5年第2回臨時会でご議決賜りました北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が既存の契約の10分の1以内かつ500万円以内であり、町長の専決処分手項に該当しますことから、令和6年1月25日に専決処分したものでございます。

変更の内容としましては、項目3の契約の金額を5,695万8千円から100万1千円増額し、5,795万9千円とするものでございます。

項目4の契約工期につきましては、本工事に関連する工事の工期延長に伴い、工期の末日を令和6年2月28日から令和6年3月14日までに延長するものでございます。

項目5の変更内容につきましては、現場精査により工事内容の変更が生じたことによるものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約の変更について

日程第5 議案第2号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号の北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事に係る工事請負契約の変更についての2議案は関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 本案は、令和5年第2回臨時会でご議決を賜りました北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約について、現場精査により変更の必要が生じたことから、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第2号も同様に、同事業の機械設備工事に係る工事請負契約を変更することにつきまして、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第1号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第1号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをお開きください。

本件は、令和5年第2回臨時会でご議決賜りました工事請負契約に関しまして、現場精査により工事内容の変更が生じたことから、契約の変更に当たりまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件請負契約の変更につきましては、項目3の契約の金額と項目4の契約の工期でございまして、契約の金額は3億5,750万円から1,254万円を増額し、3億7,004万円とし、工期の末日を令和6年2月28日から令和6年3月14日までに延長しようとするものでござい



ます。

1 ページめくっていただきまして、5 ページの概要書をご覧ください。

項目5の主な変更内容につきまして、各項目ごとに変更後の数量、括弧内に変更前の数量を記載しております。多岐にわたり変更が生じておりますが、主な変更内容を3点ご説明いたします。

1点目は、木工事において、床の遮音効果を高めるため、構造用合板を411平方メートル追加敷設するものでございます。

2点目は、同じく木工事において、断熱効果を高めるため、1階の床下の仕様を変更するものでございます。

3点目は、CLT工事において、ベランダの防水性及び手すりの支持力を高めるため、立ち上りを95メートル追加施工するものでございます。

なお、工期の延長につきましては、資材調達に時間を要したことによるものでございます。以上、簡単でございますが、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第2号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第2号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開きください。

本件は、令和5年第2回臨時会でご議決賜りました工事請負契約に関しまして、現場精査により工事内容の変更が生じたことから、契約の変更に当たりまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件請負契約の変更につきましては、項目3の契約の金額と項目4の契約の工期でございまして、契約の金額は6,592万3千円から669万9千円増額し、7,262万2千円とし、工期の末日を令和6年2月28日から令和6年3月14日までに延長しようとするものでございます。

1ページをめくっていただきまして、7ページの概要書をご覧ください。

項目5の主な変更内容につきまして、各項目ごとに変更後の数量、括弧内に変更前の数量を記載しております。

給水設備工事におきましては、既設水道管の埋設位置が想定と違っていたため引込み延長が4.5メートルから41.5メートルに変更となり、また関係機関との調整によりポンプ制御盤を追加施工するものでございます。

給湯設備工事につきましては、給湯施設の仕様変更のため、給湯用銅管を96メートル追加施工するものでございます。

排水設備工事につきましては、主体建築工事における1階床下の仕様の変更に伴い、配管の仕様に変更となったためでございます。

なお、工期の延長につきましては、本工事に関連する工事の工期延長に伴うものでございます。以上、簡単でございますが、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今の説明の中で、水道の引込み工事の距離が全然違うんですけども、これはどういうことなのかなと疑問に思いましたので、説明をお願いします。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 施工前に水道企業団のほうに、既設の水道管がどこまで入っているかっていうのを確認しておったんですが、その場所が思ったところよりも大分遠いところだったので、それを追加施工したものでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今の説明は最初の説明と一緒に、企業団は正確な場所が分からないとか、そういうことになるんですか。水道の埋設場所って全部把握されてるん

ではないんですか。その辺が。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 水道企業団のことなので分かりませんが、これはあくまでも想定ですが、何らかの理由で変更になって、それが変更されていなかったのかなというふうに思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第3号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第3号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第3号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は9,519万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費6,858万2千円、商工費1,094万円、土木費1,254万円、教育費312万9千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第3号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の8ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,519万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億3,447万4千円とするもの  
でございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の8ページ、9ページを  
お開き願います。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し  
上げます。

2款総務費、1項12目交通安全対策費、14節工事請負費368万円は、河川への転落防止  
等を推進するため交通安全施設工事費を計上したもので、具体的には石場地区の石場川に  
90メートル、上地地区の後谷川に29メートルの転落防止柵を更新設置するものであり、財  
源はふるさとづくり基金でございます。

次に、22目住民税均等割課税世帯物価高騰対応重点支援給付金事業費、3節職員手当等  
20万円から18節負担金補助及び交付金5千万円につきましては、物価高騰の影響が大きい  
住民税が均等割のみ課税されている世帯もしくは住民税が均等割のみ課税されている方と  
住民税が非課税の方で構成されている世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する費用と  
事務費を計上したものでございます。対象世帯数は500世帯を見込んでおり、基準日は令  
和5年12月1日でございます。なお、財源につきましては物価高騰対応重点支援地方創生  
臨時交付金であります。

次に、23目低所得世帯物価高騰対応こども加算給付金事業費、3節職員手当等20万円か  
ら18節負担金補助及び交付金1千万円につきましては、物価高騰の影響が大きい低所得の  
子育て世帯を支援するため、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、  
18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する費用と事務費を計上したものであります。対  
象者数は200人を見込んでおり、基準日は先ほどと同じく令和5年12月1日ございま  
す。なお、財源につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、12節委託料594万円につきましては、老朽化  
が進んでいるオリーブ公園のテニスコートを撤去するに当たり設計委託料を計上したもの  
で、財源はふるさとづくり基金であります。また、14節工事請負費500万円につきましては、  
観光庁の補助金を活用し、オリーブ公園のオリーブ採油施設を体験型・学習型観光施  
設へ発展させるため、見学窓の設置をはじめ手狭となっている施設の増築工事等の予算を

9月議会でご議決賜りましたが、資材価格の高騰をはじめ、天井つりエアコンの新設など工事内容に追加が生じたことから補正予算をお願いするもので、財源は小豆島オリーブ公園整備運営基金でございます。

次に、8款土木費、5項住宅費、ページをめくっていただき、2目住宅管理費、10節需用費1,254万円は、西村、橘住宅に設置している遊具が老朽化によって危険な状態であることから、滑り台、ブランコ、鉄棒等の遊具更新に774万8千円を計上したほか、公営、改良、定住促進住宅の緊急修繕として479万2千円の追加補正をお願いするもので、財源は、遊具更新がふるさとづくり基金、緊急修繕は一般財源でございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、10節需用費189万6千円は、令和6年度に重度の障害を抱える児童1人が安田小学校へ入学する予定であり、障害児対応のひまわり教室を2分割するパーティションの設置をはじめ、日光を遮る遮光カーテン、エアコン等の増設費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、2目教育振興費、24節積立金100万円は、しょうゆをはじめ地場産業を学び、将来の担い手確保に向けてふるさと教育を推進してほしいとの意向から民間企業より寄付を受けましたので、次年度以降において有効に活用するに当たり、ふるさとづくり基金へ積み立てるものでございます。

次に、4項就学前教育費、2目幼稚園費、10節需用費23万3千円は、星城幼稚園の玄関屋根が破損し、雨漏りしていることから緊急修繕の費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。以上、議案第3号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。  
これをもちまして令和6年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前9時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員